

# 米沢市出逢いの機会づくり応援委員会婚活支援事業交付金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、結婚のための活動を支援する事業を行う者に対して、米沢市出逢いの機会づくり応援委員会（以下「委員会」という。）が交付する婚活支援事業交付金（以下「交付金」という。）に関し、必要な事項を定める。

(交付対象者)

第2条 交付金の交付対象となる者（以下「交付事業者」という。）は、市内外を問わず次条に規定する事業を行う個人、民間企業、特定非営利活動法人及び任意団体とする。ただし、次に掲げるものを除く。

- (1) その事業において、市のほかの補助金等の交付を受けている者又は受ける予定の者
- (2) その事業において、もっぱら営利のみを目的とし、公益性を欠くと判断される者
- (3) 宗教活動、政治活動又は選挙活動を目的とする者
- (4) その他委員会委員長（以下「委員長」という。）が不相当と認める者

(交付対象事業)

第3条 交付金の交付対象となる事業（以下「交付事業」という。）は、交流イベントや研修会など結婚へのきっかけづくりを支援するもので、次に掲げる要件をすべて満たす事業とする。

- (1) 20歳以上の独身の男女を対象とすること。
- (2) 参加者が男女同数となることを目標に募集すること。
- (3) 参加者の総数は10人以上とし、男女の割合はそれぞれ総数の3割を下回らないこと。
- (4) 参加者の過半数は、市内に居住する者又は勤務する者であること。
- (5) 事業会場は、市内において実施するものとする。ただし、旅行事業等の場合はその限りでない。
- (6) 参加者から参加料を徴収する場合は、適正な額を設定すること。
- (7) 公序良俗に反する内容及び社会通念上適当でない認められる内容を含まないこと。

2 委員長は、特に必要があると認めたときは、前項の規定にかかわらず、交付事業とすることができる。

(交付金の額等)

第4条 交付金の額は、予算の定める範囲内で交付するものとし、総事業費から参加費等の収入額を控除した額で、1事業当たり参加者16人以上の場合は3万円、10人以上15人以下の場合は2万円を限度とする。

2 同一の交付事業者に係る交付金の交付回数は、制限しない。

(交付金の交付条件)

第5条 委員長は、次に掲げる事項を条件として交付金を交付するものとする。

- (1) 交付事業者は、事業の実施に伴い保有した個人情報について、個人情報の保護及び適切な管理のため、個人情報の漏えい及び紛失の防止又は委員会への添付書類申請時の本人同意等、必要な措置を講じなければならない。
- (2) 交付事業者は、事業の実施に伴い、参加者等から事業に要する経費以外の金品を受け取ってはならない。
- (3) 交付事業者は、自らの責任において事業を実施し、事業の実施に伴い損害又は苦情が生じたときは、自らにおいて処理するとともに、その全ての補償の責めを負うものとする。

(交付申請)

第6条 交付事業者は、事業実施前までに米沢市出逢いの機会づくり応援委員会婚活支援事業交付金交付申請書(様式第1号)に関係書類を添付して、委員長に提出しなければならない。

(交付決定及び通知)

第7条 委員長は、前条の規定により交付金の交付申請があったときは、その内容を審査し、交付金の交付を適当と認めたときは、予算の範囲内において交付の決定をし、米沢市出逢いの機会づくり応援委員会婚活支援事業交付決定通知書(様式第2号)により、交付事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第8条 交付事業者は、交付事業が完了したときは、速やかに米沢市出逢いの機会づくり応援委員会婚活支援事業実績報告書(様式第3号)に関係書類を添付して、委員長に提出しなければならない。

(額の確定)

第9条 委員長は、前条に規定する実績報告書が提出されたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、交付すべき交付金の額を確定し、米沢市出逢いの機会づくり応援委員会婚活支援事業確定通知書(様式第4号)により、交付事業者に通知するものとする。

(交付の請求)

第10条 前条の規定により通知を受けた交付事業者は、交付金の交付を受けようとするときは、米沢市出逢いの機会づくり応援委員会婚活支援事業交付金請求書(様式第5号)を委員長に提出しなければならない。

(交付)

第11条 委員長は、前条に規定する請求書の提出があったときは、速やかに交付金を交付するものとする。

(交付決定の取消し又は返還)

第12条 委員長は、交付事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付金の交付の決定額の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した交付金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 交付金の交付条件に違反したとき。
- (3) 委員長に提出した書類及び報告に偽りがあったとき。
- (4) 前各号のほか委員長が取消し又は返還を必要と認めたとき。

(委員会の支援)

第13条 委員会は、交付事業者の実施する事業が円滑かつ効果的に実施されるよう必要な指導及び助言を行うとともに、広報活動その他の必要な支援に努めるものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

令和3年6月8日一部改正